

ほごしや
保護者のみなさまへ

てきせいしゅうがく と く
適正就学^{とくせいしゅうがく}の取り組みについて

す ～住んでいない 住所^{じゅうしょ}を 届けて^{とど} 入学・通学^{にゅうがく つうがく}は できません～

す 住んでいない 住所^{じゅうしょ}を 届けて^{とど} 住んでいる 場所^{ばしょ}と 違う^{ちが} 校区^{こうく}の 学校^{がっこう}
に 通う^{かよ}ことはできないと 決ま^きっています。

いっぽう おおさかし がっこうせんたくせい
一方^{いっぽう} 大阪市では「学校選択制^{がっこうせんたくせい}」といって 住んでいる場所^{ばしょ}と 違う^{ちが} 校区^{こうく}の
学校^{がっこう}を 選^{えら}んで 通^{かよ}える 仕組^{しく}みも ありま^あす。

また 住んでいる場所^{ばしょ} 以外^{いがい}の 学校^{がっこう}へ 通^{かよ}うことを 特別^{とくべつ}に 許^{ゆる}す きま
りも ありま^あす。 詳^{くわ}しく知^しりたいときは 学校^{がっこう}や 区役所^{くやくしょ} 大阪市教育
委員会^{いいんかい}に 聞^きいて くだ^{くだ}さい。

こども達^{たち}が 公平^{こうへい}に 学校^{がっこう}に 通^{かよ}うためには きちん^{まも}と ルールを守^{まも}って
住^すんでいる 校区^{こうく}の 学校^{がっこう}に 通^{かよ}わないといけま^いせん。もし 住^すんでいない
住所^{じゅうしょ}を 届^{とど}けて 違^{ちが}う 学校^{がっこう}に 通^{かよ}っていることが わ^わかったら た^{ただ}しい
校区^{こうく}の 学校^{がっこう}に 転校^{てんこう}しなければいけま^いせん。

これからも こども達^{たち}が 公平^{こうへい}に 学校^{がっこう}で 学^{がく}習^{しゅう}できるように ほごしや
みなさん^{きょうりよく}も 協^{きょうりよく}力^{りよく} してくだ^{くだ}さい。

令和5年12月

大阪市教育委員会
大 阪 市 各 区 長